「避難所」関係法令等

◎災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(抄)

(指定避難所の指定)

- 第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(以下「被災住民という。」)その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。
- 2 第49条の4第2項及び第3項並びに前2条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第49条の4第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第49条の7第1項」と前条中「第49条の4第1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。
- 3 都道府県知事は、前項において準用する第49条の4第3項又は前条第2項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)

第49条の8 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(避難所における生活環境の整備等)

第86条の6 災害応急対策責任者は第害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他の避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要なそりを講ずるよう努めなければならない。

(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

第86条の7 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在 することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療 サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(備考:「災害応急対策責任者」とは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、 地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公 共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(災対法第51条))

◎災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)(抄)

(避難所の基準)

- 第20条の6 法第49条の7第1項の政令で定める基準は、次の通りとする。
- 1 避難のための立退きを行つた居住者等又は被災者(次号及び事情において「被災者等」という。)を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 5 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この号において「要配慮者」という。)を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

◎災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)(抄)

(令第20条の6の内閣府令で定める基準)

- 第1条の9 令第20条の6の内閣府令で定める基準は、次の通りとする。
- 1 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この条にいて「要配慮者」という。)の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 2 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を 受けることができる体制が整備されること。
- 3 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な 居室が可能な限り確保されること。

◎災害救助法(昭和22年法律第118号)(抄)

(救助の種類等)

- 第4条 救助の種類は、次のとおりとする。
 - 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - 4 医療及び助産
 - 5 被災者の救出
 - 6 被災した住宅の応急修理
 - 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - 8 学用品の給与
 - 9 埋葬
 - 10 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定に かかわらず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を 支給してこれを行うことができる。
- 3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

◎災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)(抄)

(救助の程度、方法及び期間)

- 第3条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣 総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。
- 2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

◎災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)(抄)

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

- 第2条 法第4条第1項第1号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号 に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
- 1 避難所
 - イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するもの であること。

- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら 適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天 幕の設営等により実施すること。
- ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、一人一日当たり320円(冬季(10月から3月までの期間をいう。以下同じ。)については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
- 二 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。

◎防災基本計画(平成27年7月7日中央防災会議決定)(抜粋)

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 7 避難の受入れ及び情報提供活動関係

(3) 避難所関係

- 〇指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終える よう努めるものとする。
- 〇市町村は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、 地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者 が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底 を図るものとする。
- 〇指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 〇指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等 への周知徹底に努めるものとする。
- 〇市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- 〇市町村は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を 良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。
- 〇市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

- 〇市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、 飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努め るものとする。
- 〇市町村は、指定避難所の学校等の施設において、備蓄のためのスペースや通信 設備の整備等を進めるものとする。
- 〇市町村は、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な 知識等の普及に努めるものとする。
- 〇市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
- ○都道府県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在 する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と 施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、そ の内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。
- 〇都道府県は、あらかじめ、介護保険施設、障害者支援施設等に対して、災害時 に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣 協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める ものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

3 指定避難所

(1) 指定避難所の開設

- 〇市町村は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- ○市町村は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、 道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・ 維持することの適否を検討するものとする。

(2) 避難所の運営管理等

〇市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所にお ける正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、 住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

- 〇市町村は、それぞれの避難所に受入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。
- 〇市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- 〇市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- 〇市町村(都道府県)は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- 〇国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の 長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す ものとする。
- 〇国[内閣府、国土交通省等]及び地方公共団体は、災害の規模等にかんがみて、 避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速 な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、 活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。